

参考資料3

部内資料

残存事案等の今後の対応のあり方について

平成22年2月

残存事案等の今後の対応あり方検討会

目 次

1. 現状認識	1
2. 平成20年度末時点での残存事案に対する当面の支障除去等事業実施後の姿	2
3. 残存事案に係る今後の対応方針	3
4. 新たな支援のスキーム	5
委員名簿	6

1. 現状認識

平成20年度末時点で、全国に件数で2,675件、量で1,700万トンを超える残存事案が存在しており、そのうち、件数では、「現に支障が生じている」と報告のあったものは16件（約0.6%）、「現に支障のおそれのある」と報告のあったものが159件（約5.9%）、「現時点では支障等はない」と報告のあったものが2,301件（約86.0%）、「支障等調査中」と報告のあったものが199件（約7.4%）となっている。

一方、残存量では、「現に支障が生じている」と報告のあったものは約414万トン（約24.0%）、「現に支障のおそれのある」と報告のあったものが約492万トン（約28.5%）、「現時点では支障等はない」と報告のあったものが約650万トン（約37.7%）、「支障等調査中」と報告のあったものが約170万トン（約9.9%）となっている。

現在の「行政処分の指針」に基づけば、「生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）」についてはかなり柔軟かつ広範に解することが可能であると考えられるが、実態としては、都道府県等においては件数で9割近く、残存量で4割程度の残存事案について「現時点では支障等はない」と判断している。

このうち、「現に支障が生じている」と報告された事案（16件、約414万トン）については、現時点では全てが「支障除去措置」を実施中であった。

また、「現に支障のおそれがある」と報告された事案（159件、約492万トン）については、都道府県等の今後の対応として、33件（約410万トン）が支障のおそれの防止措置、11件（約7万トン）が周辺環境モニタリング、115件（約75万トン）が定期的な立入検査を実施することとしている。

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	16	0.6%	4,140,295	24.0%
支障除去措置*	16	0.6%	4,140,295	24.0%
現に支障のおそれがある	159	5.9%	4,915,197	28.5%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	33	1.2%	4,097,342	23.7%
周辺環境モニタリング	11	0.4%	70,418	0.4%
定期的な立入検査	115	4.3%	747,437	4.3%
現時点では支障等はない	2,301	86.0%	6,501,483	37.7%
その他(改善指導、定期的な立入検査、監視等)	630	23.6%	1,738,658	10.1%
特段の対応なし	1,671	62.5%	4,762,826	27.6%
支障等調査中	199	7.4%	1,702,932	9.9%
支障を明確にするための確認調査	199	7.4%	1,702,932	9.9%
計	2,675	100.0%	17,259,908	100.0%

* 平成21年12月現在、すべての事案で支障除去措置に着手済

以上のような状況を踏まえつつ、残存事案等の今後の対応のあり方について整理する。

なお、ここでは、支障除去等措置等を行政が行うことを念頭におき、「支障」には当該残存事案の区域の土地所有者等に対するものは含めず、「当該区域外での支障」として整理する。

2. 平成20年度末時点での残存事案に対する当面の支障除去等事業実施後の姿

残存事案（平成 20 年度末時点）については、現に支障等のある事案（約 824 万トン）について、

- ① 産廃特措法に基づく支障除去等事業が実施中（10 件）、計画策定中（2 件）又は支援要請を検討していると報告されたもの（3 件）
→ 15 件、約 696 万トン
- ② 廃掃法に基づく基金を活用した支障除去等事業が実施中（1 件）又は今回具体的な支援要請（原則平成 24 年度までに事業に着手予定）のあった（12 件）のもの
→ 13 件、約 114 万トン
- ③ 上記①、②以外の支障のおそれのある事案であって、都道府県等における今後の対応として、行為者等又は行政（国からの支援なし）により支障のおそれの防止措置を実施する予定であると報告されたもの
→ 21 件、約 13 万トン

となっている。また、平成 20 年度末時点では支障等調査中であると報告されている事案のうち、平成 21 年度の支障等調査により今後産廃特措法に基づく支援を要請する見込みのある事案が 2 件（約 1.6 万トン）ある。

これら支障除去等事業等が全て無事に完了（残存事案より削除）したと仮定し、新たに発覚する事案であって支援が必要となる可能性のあるものを想定せずに試算すると、これら事業完了後には、残存事案は、

□ 残存事案全体

総数： 2,624 件、総量：約 900 万トン

○：「現に支障のおそれがある」と報告されているもののうち、今後の予定として、「周辺環境モニタリング」又は「支障状況確認」を実施すると報告されているもの
総数： 126 件、総量： 約 82 万トン

○：「支障等調査中」と報告されているもの
総数： 197 件、総量：約 168 万トン

※平成 21 年度調査において支障除去等事業実施予定となると見込まれる 2 件除く

○：「現時点では支障等はない」と報告されているもの
総数： 2,301 件、総量：約 650 万トン

となると見込まれる。

3. 残存事案に係る今後の対応方針

(1) 残存事案の区域の管理

残存事案の区域については、当該区域の形質の変更や同区域からの廃棄物の搬出等により新たなリスクが生じ得ることから、何らかの管理が必要である。

一方で、廃棄物処理法に基づき、「生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの」すなわち、「同法に基づく生活環境保全上の支障除去等の措置（全量撤去措置は除く）その他これらに相当する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止が十分に講じられた措置であって以下のいずれかに該当するもの」については、都道府県等が指定区域に指定することとなり、その場合は残存事案からは除外されることとなる。

- 廃棄物のある層の側面に、不透水性の地層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置する措置
- 廃棄物を埋立地から掘削し、当該埋立地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した廃棄物を埋め戻す措置
- 廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は土砂により覆い、これらによる覆いの損壊を防止する措置

一方で、不法投棄等の事案として上記の措置がなされない間は、現には支障等がない事案であっても、現行法では指定区域には指定することはできず、「残存事案の区域」のままとなる。このため、これら「残存事案の区域」における新たなリスクの発生を防止するための方法の1つとして、これら区域について、当該区域を管轄する都道府県等が支障の状況等を定期的に把握するとともに、当該区域を管轄する都道府県等と当該「土地所有者等」等の関係者が「当該区域が残存事案の区域である」という情報を共有することができるよう、何らかの形で残存事案が個別に確認できるように公表する方法が考えられる。

直ちに実行できるものとして、例えば、環境省において毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」の中で、市町村別・支障別にリスト化して公表していくことが考えられる^(※1)。

なお、全量撤去された区域については、何ら制約のある区域ではなくなり、当該土地所有者等が自由に利活用できることとなるが、新たな不法投棄等がなされることのないよう、特に留意すべき区域として、当該土地の所有者等が新たな不法投棄等を発見した場合には速やかにその旨を管轄の都道府県等に通報するよう努めることが重要である。また、当該都道府県等においても、「残存事案の区域」とは別に、かつて不法投棄等がなされ、行為者等又は行政により全量撤去された区域である旨を可能な範囲で記録しておき、必要に応じて継続的な監視を行っていくことが望まれる。

(※1) 環境省において、本年度に実施した「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 20 年度）について」より、これら残存事案の区域について、「不法投棄等の残存件数及び残存量（都道府県別・政令市別／市町村別・支障別）」としてリスト化して公表している（平成 22 年 2 月 15 日公表）。

(2) 残存事業（現時点で判明している事業）の区域の周辺の生活環境保全上の支障の除去等

残存事業の区域については、共有リストに基づき、計画的に

1) 現に支障が生じている事業（16件、約414万トン）

- 必要に応じて法に基づく財政支援も活用しつつ速やかに支障除去等措置を実施
- ※ 平成24年度末までに全ての事業について措置を実施（実施中含む）
 - ⇒ 支障除去
- ※ 当該措置が完了（全量撤去除く）次第、可能なものについては「指定区域」に指定して管理
 - ⇒ 区域指定管理

2) 現に支障のおそれのある事業（159件、約492万トン）

① 今後の対応として、支障のおそれの防止措置を実施すると報告されたもの

（33件、約410万トン）

- 必要に応じて法に基づく（現行の）財政支援も活用しつつ速やかに支障のおそれの防止措置を実施
- ※ 可能な限り平成24年度末までに当該措置に着手
 - ⇒ 支障発生防止
- ※ 当該措置が完了（全量撤去除く）次第、可能なものについては「指定区域」に指定して管理
 - ⇒ 区域指定管理

② 今後の対応として、周辺モニタリング又は定期的な立入検査を実施すると報告されたもの（126件、約82万トン）

- 今後も継続的に、周辺モニタリング又は支障の状況の確認等のための定期的な立入検査を実施
- ※ 今後支障の状況に変化が生じ、当該都道府県等において支障のおそれの防止措置を実施すると判断された場合には、速やかに同措置を実施
 - ⇒ 支障監視【支障状況確認、周辺環境モニタリング】→支障発生防止

3) 現時点では支障等なし（2,301件、約646万トン）

- 定期的な支障の状況確認（現地調査）
- ⇒ 監視【現地調査】

を実施する。

また、支障等調査中の事業（199件、約170万トン）については、早急に支障の状況を確認して再分類し（リストを修正）、上記措置を行う。

なお、今後新たに判明する事業についても、支障等の状況を把握し、上記の考え方に基づいて必要な対応を行う。

4. 新たな支援のスキーム

現行の産廃特措法や廃掃法に基づく財政支援については、

- 平成 10 年 6 月 16 日以前から不法投棄等の行為が行われた事案

⇒ 産廃特措法により支援（同法は平成 24 年度末で期限）

- 平成 10 年 6 月 17 日以降に不法投棄等の行為が行われた事案

⇒ 廃掃法に基づき設置された基金により支援（平成 24 年度末までは現行のスキームによる支援の継続について関係者間での合意が得られている。）

となっている。

産廃特措法による支援については、環境省において、今般の実態調査の結果を踏まえ、同法の延長も含め、生活環境保全上の支障等がある事案に対する今後の支援のあり方を検討することとなっており、また、廃掃法に基づく支援についても、平成 25 年度以降の新たな支援のスキームの構築について、別途設置されている懇談会において検討を進めているところである。

一方で、事案の判明が少なくとも平成 10 年 6 月 17 日以降であって、不法投棄等の開始時期の特定が困難な事案は 377 件（約 247 万トン）あり、現に支障が生じていると報告されたものはなかったものの、現に支障のおそれがあると報告されたものが 14 件（約 5 万トン）、支障等調査中と報告されたものが 22 件（約 7 万トン）あった。これらについて、現時点では今後の対応として支障のおそれの防止措置を実施すると報告のあった事案はなかったが、将来的に当該措置を実施しなければならなくなる可能性は否定できない。

これら事案については、どちらのスキームを適用すべきか判然としておらず、これら事案についても、今後の支援のあり方の検討の中で併せて検討することが必要である。

委員名簿（五十音順、敬称略）

石井一英 北海道大学大学院工学研究科助教
泉幸一 茨城県生活環境部廃棄物対策課長
(座長) 大塚直 早稲田大学法学部教授
小板橋通泰 埼玉県環境部産業廃棄物指導課長
鈴木道夫 弁護士
仁井正夫 (社)全国産業廃棄物連合会専務理事

[オブザーバー]

藤田正美 (財)産業廃棄物処理事業振興財団
適正処理推進部担当部長

[平成22年2月現在]